

労働者派遣事業におけるマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣先から受ける派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。

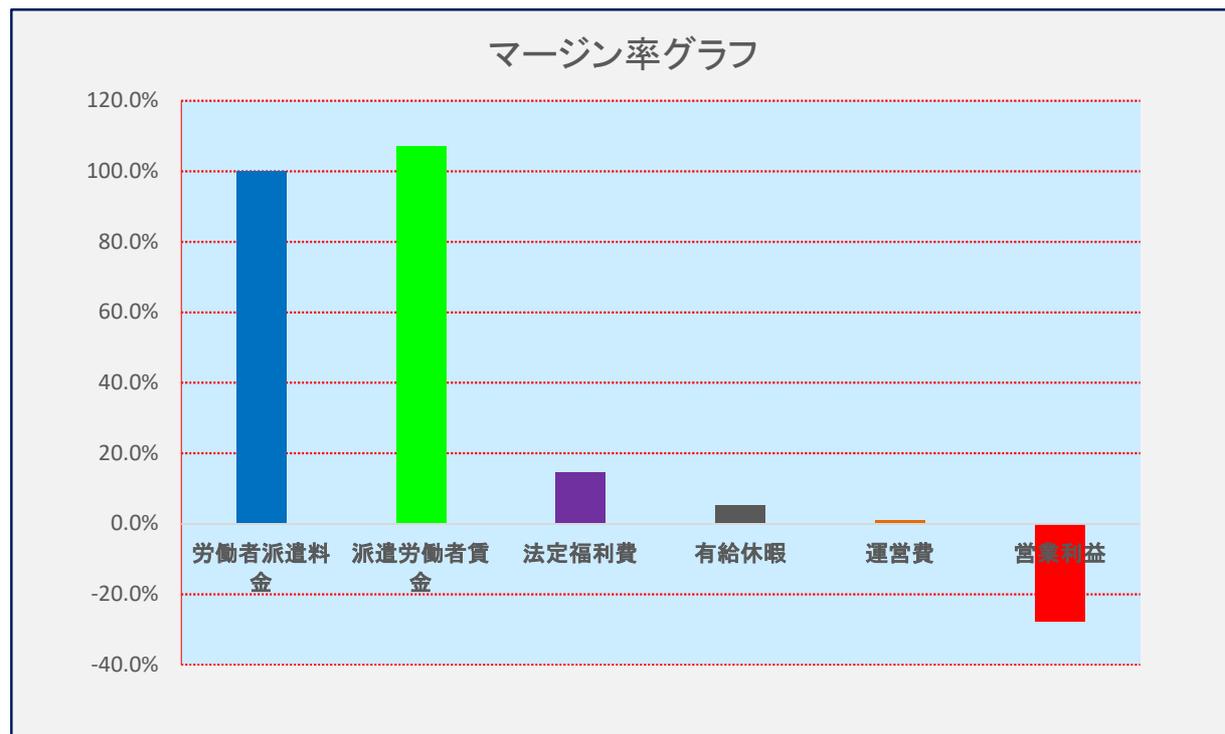
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{③労働者派遣料金の平均額} - \text{④派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{③労働者派遣料金の平均額}}$$

令和5年度マージン率(54期)

令和5年3月1日～令和6年2月29日

| | |
|------------------------------|--|
| ①派遣労働者数 | 1人 |
| ②派遣先の実数 | 1社 |
| ③労働者派遣の料金: 1日(8時間当たり)の額の平均 | ¥28,097 |
| ④派遣労働者の賃金: 1日(8時間当たり)の額の平均 | ¥30,122 |
| ⑤マージン率: (③-④)÷③(小数点第2以下四捨五入) | -7.2% |
| ⑥派遣労働者教育訓練に関する事項 | 高低圧電気取扱い、安全衛生教育、職長教育 日立トレスク研修、必要資格取得、健康診断など |



マージン率内訳

| 費用項目 | 内 容 | 54期実績 |
|----------|-----------------------------|--------|
| 労働者派遣の料金 | 派遣先から会社へ支払われる料金 | 100.0% |
| 派遣労働者の賃金 | 会社から派遣された社員へ支払われる給与 | 107.2% |
| 法定福利費 | 会社が負担する社会保険など | 14.5% |
| 有給休暇 | 派遣先では支給されない派遣社員への有給休暇取得分の給与 | 5.1% |
| 運営費 | 派遣業務を運営するための一般管理費 | 1.0% |
| 営業利益 | 労働者派遣の料金より上記費用を差し引いた残額 | -27.8% |